

独立行政法人化についての既決事項と未決事項

事 項	現 状	独 立 行 政 法 人 化 後	
		通則法、閣議決定で既に決定している事項	今後法人等が決定する事項
法人の運営 ○業務運営 業務の範囲	厚生労働省設置法に規定	◇個別法に業務範囲を規定	
○組織形態	国家行政組織 本省 — 地方厚生局 — 施設	◇法人（通則法） 施設毎に区分経理する単一の法人 （「行政改革大綱」閣議決定）	◇法人内部の組織
○人事管理 職員の身分	国家公務員（一般職）	◇役員 → 国家公務員（特別職） ◇職員 → 国家公務員（一般職） （個別法に規定）	
労働三権	団結権、協約締結権のない団体交渉権あり、争議権なし	◇団結権、団体交渉権（協約締結権含む）あり、争議権なし	
任命権	厚生労働大臣（他に、地方厚生局長、施設長に任命権を委任）	◇法人の長と監事 → 主務大臣 ◇他の役員 → 法人の長 ◇職員 → 法人の長	
給与	一般職の職員の給与に関する法律の適用	◇法人及び職員の業績が反映 ◇国家公務員の給与、民間企業の給与、中期計画の人件費見積もり等を考慮	◇独自の給与基準（届出、公表義務）
勤務時間等	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の適用	◇国家公務員の勤務条件、その他事情を考慮（労働基準法適用）	◇独自の基準（届出・公表義務）

事 項	現 状	独 立 行 政 法 人 化 後	
		通則法、閣議決定で既に決定している事項	今後法人等が決定する事項
身分保障	法令の定める事由でなければ、意に反して、降任、休職、免職されない	◇同左	
服務等	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、兼業の禁止、営利企業の役員等との兼職禁止、離職後における営利企業への就職等に関する制限等	◇職員の兼業制限（国家公務員法第104条）について、独立行政法人の長が、関連法令の定める一般的基準に従い、兼業の許可を与えることができるものとする	◇左の制限のうち、兼業の許可や職務専念義務の免除は独立行政法人の長限りで行うことができる
定員	行政機関の職員の定員に関する法律の法定定員制度の対象		◇行政機関の職員の定員に関する法律の法定定員制度の対象外（常勤職員数については、毎年度国会へ報告）
○処遇 退職手当 福利厚生 災害補償	国家公務員退職手当法の適用 国家公務員共済組合加入 国家公務員災害補償法の適用	◇同左 ◇同左 ◇同左	
財務会計 ○財産的基礎	国立病院特別会計に属する国有財産	◇資本金その他の財産的基礎を有する ◇個別法で定めるところにより、法人に出資することができる	◇法人への出資の範囲の確定
○会計制度 財務諸表等	官庁会計 国立病院特別会計法第13条第2項に基づき毎会計年度作成	◇企業会計原則 ◇発生主義、複式簿記等企業的手法を導入し、毎年度財務諸表等を作成し、公表 ◇監事のチェックとともに、独立行政法人評価委員会の審議に付する	
会計規程	財政法、会計法等各種法令の適用		◇会計に関する規定を定め主務大臣に届け出る

事 項	現 状	独 立 行 政 法 人 化 後	
		通則法、閣議決定で既に決定している事項	今後法人等が決定する事項
○借入制度 短期借入	国立病院特別会計法第9条第1項に基づき一時借入ができる (年度内償還、借入の限度額は国会の議決)	◇中期計画に定める借入金の限度の範囲内で短期借入ができる(年度内償還が原則であるが、償還ができない場合は、その額に限り主務大臣の認可を受けて借り換えが可)	
長期借入等	国立病院特別会計法第8条の2第1項の規程に基づき、施設費を支弁する必要があるときは借入が可能	◇個別法に定める場合を除き、長期借入金及び債券を発行することができない	
○財源的措置	国立病院特別会計による運営(歳入の一部については、一般会計からの繰入を実施)	◇政府は、予算の範囲内において、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる	◇運営費交付金の算定ルール
○利益及び損失の処理	国立病院特別会計法第14条に基づき、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、基金に組み入れて整理。一方、損失を生じたときは、その損失については基金を減額して整理	◇毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度からの繰り越した損失をうめ、なおかつ残余があるときは、中期計画で定める場合を除き積立金として整理。一方、損失を生じたときは、積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理	◇中期計画において用途を定める
○余裕金の運用	現金に余裕がある場合、資金運用部に預託	◇余裕金については、国債、地方債等の有価証券の取得や、銀行等への貯金等により運用	

事 項	現 状	独 立 行 政 法 人 化 後	
		通則法、閣議決定で既に決定している事項	今後法人等が決定する事項
○重要な財産の処分	行政財産を処分することはできない。普通財産については処分が可能であるが、財務大臣の協議が必要		◇主務大臣の認可（財務大臣協議）を受けて法人が処分。ただし、中期計画に定めた場合であってその計画に従って当該重要資産を処分する場合は認可は不要
○税制	納税義務がない（消費税を除く）	◇現行の国に対する非課税措置を原則として継続 ◇寄付金については、特定公益増進法人並みの扱い （先行独法同様の取扱いとなるよう税制改正要望中）	
業務運営目標 ○中期目標	制度上、明確な運営目標は設定していない	①中期目標の期間 ②業務運営の効率化に関する事項 ③国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ④財務内容の改善に関する事項 ⑤その他業務運営に関する重要事項 について主務大臣が中期目標を定める	◇目標期間の決定 ◇達成すべき目標の検討 ◇主務大臣は3年～5年の期間内で達成すべき業務運営に関する目標を設定
○中期計画 年度計画	施設毎に毎年度の事業計画を策定	①業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ②国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ③予算（人件費見積もりを含む）、収支計画及び資金計画	◇中期目標を達成するための中期計画を策定（財務大臣協議、主務大臣の認可、公表） ◇中期計画に沿って年度計画を策定（主務大臣に届出、公表）

事 項	現 状	独 立 行 政 法 人 化 後	
		通則法、閣議決定で既に決定している事項	今後法人等が決定する事項
		④短期借入金の限度額 ⑤重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする時は、その計画 ⑥剰余金の使途 ⑦その他主務省令で定める業務運営に関する事項について、法人が中期計画を定める	
評価体制等 ○監査体制	◇本省、地方厚生局に専門の部署を設置し内部監査を実施 ◇会計検査院による実地検査	◇監事による法人の業務の監査 ◇財務諸表、事業報告書、決算報告書については、一定規模以上の法人については会計監査人の監査が必要	◇内部監査体制の在り方
○評価体制	◇総務省が実施する各行政機関の業務の実施状況に関する評価及び監視	◇各府省に設置する評価委員会において評価（毎事業年度の業務実績の評価、業務運営等の改善勧告） ◇総務省の評価委員会において評価（各府省の評価委員会の評価への意見、中期目標終了時に主務大臣に事務・事業の改廃勧告）	

当面のスケジュールについて（案）

第2回（本日） 平成13年9月17日（月）

- 政策医療及び再編成の現状と経緯について
- 独立行政法人化について
- その他

第3回 平成13年10月下旬

- 経営改善の現状と経緯について
- その他

第4回 平成13年11月下旬

- 施設視察・懇談